

○滝沢市水道事業給水条例施行規程

平成18年3月29日

水管規程第2号

改正 平成19年9月11日水管規程第1号

平成20年2月15日水管規程第2号

平成21年3月30日水管規程第1号

平成21年6月10日水管規程第2号

平成21年12月28日水管規程第3号

平成23年10月31日水管訓令第1号

平成25年12月13日水管規程第2号

平成25年12月13日水管規程第3号

平成29年4月1日上下水道部規程第4号

注 平成29年4月から改正経過を注記した。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、滝沢市水道事業給水条例（昭和49年滝沢村条例第21号。以下「条例」という。）の施行その他給水に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第2条 条例第5条第1項の規定による給水装置工事の申込みは、給水装置（新設、改造、修繕、撤去）工事申込書（様式第1号）により行わなければならない。ただし、軽易な修繕については、工事申込書を省略することができる。

2 給水装置工事の申込みを取り消すときは、給水装置工事取消届（様式第2号）により届け出なければならない。

(利害関係人の同意)

第3条 給水装置工事の申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条第2項の利害関係人の同意を得なければならない。

(1) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有地に給水装置を設置しようとするとき。

(2) 他人の所有する構築物に給水装置を設置しようとするとき。

(3) 他人の給水装置から分岐引用しようとするとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者権限を行う市長」という。）が必要と認めるとき。

(工事費用の負担)

第4条 条例第7条第2項に規定する市が工事費を負担する場合及び割合は、次に該当す

る場合である。

- (1) 公共事業等により工事が必要となった場合 全額
- (2) 公共性があると判断される工事の場合 配水管から分岐し、その属する公道の直角横断距離に相当する資材費用
- (3) その他管理者権限を行う市長が必要があると判断したとき。

(設計審査)

第5条 条例第8条第2項に規定する設計審査を受けようとする者は、給水装置工事設計審査申請書(様式第3号)に必要書類及び条例第28条第1号に定める給水装置工事設計審査手数料を添えて申し込まなければならない。

2 前項に規定する給水装置工事設計審査手数料は、給水装置工事設計審査手数料内訳書(様式第3号の2)及び給水装置工事設計審査手数料領収書(様式第3号の3)並びに給水装置工事設計審査手数料納入済通知書(様式第3号の4)により納入しなければならない。

3 第1項の給水装置工事について管理者権限を行う市長の承認を受けた後に、設計の内容を変更しようとするときは、速やかに給水装置工事設計変更承認申請書(様式第4号)により管理者権限を行う市長の承認を受けなければならない。

4 設計審査の基準及び指導基準は、別に定める。

(工事完成検査)

第6条 条例第8条第2項に規定する工事完成検査を受けようとする者は、給水装置工事完成届(様式第5号)に必要書類及び条例第28条第1号に定める給水装置工事完成検査手数料を添えて申し込まなければならない。

2 前項に規定する給水装置工事完成検査手数料は、給水装置工事完成検査手数料内訳書(様式第5号の2)及び給水装置工事完成検査手数料領収書(様式第5号の3)並びに給水装置工事完成検査手数料納入済通知書(様式第5号の4)により納入しなければならない。

3 管理者権限を行う市長は、第1項の工事完成検査の結果について、給水装置工事の申込者に、給水装置工事完成検査実施済証(様式第5号の5)を通知するものとする。

4 指定給水装置工事事業者は、第1項の工事完成検査の結果が不相当とされたときは、指定された期間内にこれを改め、同項の工事完成検査を受けなければならない。

5 管理者権限を行う市長が必要と認めた場合は、工事の一部を対象に完成検査を実施できる。

(職員証)

第7条 検査又は調査のため使用者の邸内に立ち入る場合は、身分証明書(様式第6号)を携帯しなければならない。

(受水槽の設置)

第8条 給水管の口径に比べ一時に多量の水を使用する施設、水圧調整を必要とする施設その他管理者権限を行う市長が必要と認めた施設には、管理者権限を行う市長の指示により受水槽を設置しなければならない。

第3章 給水

(給水契約の申込み)

第9条 条例第13条の規定による水道の使用の申込みは、水道使用開始申込書(様式第7号)により行わなければならない。

2 電話、ファクシミリ等により水道使用開始の申込みを行ったものは、水道使用開始申込書を直ちに提出しなければならない。ただし、管理者権限を行う市長が別に定める軽易な事項については、水道使用開始申込書の提出を省略できる。

(所有者の代理人の届出)

第10条 条例第14条の規定による給水装置所有者の代理人の届出は、給水装置所有者の代理人届(様式第8号)によるものとする。

(管理人選定の届出)

第11条 条例第15条第1項の規定による管理人の届出は、給水装置管理人選定届(様式第8号)によるものとする。

(メーターの設置基準)

第12条 条例第16条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1施設に1個とする。ただし、管理者権限を行う市長が給水及び施設の構造上特に必要があると認めた場合は、1施設について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1施設とみなす。

(メーターの保管等)

第13条 貸与したメーターの設置場所には、メーターの検針又は機能を妨害する物品を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを損傷又は紛失したときは、管理者権限を行う市長に届出なければならない。

3 管理者権限を行う市長は、条例第20条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止等の届出)

第14条 条例第18条第1項の届出は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道の使用をやめるとき。 水道使用中止届(様式第7号)

(2) 消防訓練に私設消火栓を使用するとき。 私設消火栓使用許可申請書(様式第

9号)

2 条例第18条第2項の届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。 給水装置利用者（住所）変更届（様式第10号）
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。 給水装置所有者変更届（様式第11号）
- (3) 消防用として水道を利用したとき。 消火栓利用届（様式第12号）
- (4) 代理人及び管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。 給水装置代理人（管理人）変更届（様式第13号）
（給水装置等の検査結果等）

第15条 条例第21条第1項の規定により給水装置の機能又は水質について検査を行ったときの検査結果の通知は、書面により行うものとする。

第4章 料金及び手数料

（使用水量の認定）

第16条 条例第25条の規定により使用水量を認定するときは、利用者等に対しその旨を告知するものとする。

2 前項の認定は、次の各号に掲げる事項を基準として管理者権限を行う市長が定める。

- (1) 前2か月の平均使用水量
- (2) 前年度同期の使用水量
- (3) 世帯人員
- (4) 類似する利用者の実態
- (5) 前各号に掲げるもののほか使用水量の認定に当って参考となる事項
（料金等の納入期限）

第17条 条例の規定により徴収する料金その他の納付金の納入期限は、料金にあつては毎月25日とする。ただし、25日が金融機関の休日に当たるときは翌営業日とする。その他の納付金については、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。ただし、水道の利用を中止した場合の納入期限は、納入通知書の定めるところによる。

（改造工事等の手数料）

第17条の2 条例第28条第1号に定める手数料のうち、メーターの工事を伴わない給水装置工事における手数料は、工事に使用する給水管の呼び径のうち最も大きい径とする。

（過誤納による精算）

第18条 料金を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において

精算することができる。

(料金等の軽減又は免除)

第19条 条例第29条の規定により軽減又は免除できる場合は、次の各号の一に該当するもののうち管理者権限を行う市長が認めたものとする。

(1) 災害その他の理由により料金等の納付が困難である者

(2) 管理者権限を行う市長が、公益上その他特別の理由があると認めたもの。

2 前項の規定により料金等の軽減又は免除の申請は、水道料金(手数料等)減免申請書(様式第14号)の提出をもって行う。

第5章 管理

(構造材質の確認)

第20条 条例第31条第2項のただし書による確認を申請するときは、給水装置構造材質確認申請書(様式第15号)の提出をもって行う。

(準用規定)

第21条 条例第34条に定めるもののほか債権の取扱いについては、滝沢市債権管理規則(平成6年滝沢村規則第6号)を準用する。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第22条 条例第38条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第7章 補則

(委任)

第23条 この規程に定めるほか必要な事項は、管理者権限を行う市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規定の施行の際、村長が定めた滝沢村水道事業給水条例施行規則（平成10年滝沢村規則第14号）の規定によって行った届出、請求その他の手続きは、それぞれこの水道事業の規程の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成19年9月11日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月15日水管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月10日水管規程第2号）

この規程は、平成21年6月12日から施行する。

附 則（平成21年12月28日水管規程第3号）

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年10月31日水管訓令第1号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に使用している改正前のそれぞれの様式は、この訓令の施行後も当分の間使用することができる。

附 則（平成25年12月13日水管規程第2号抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日水管規程第3号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日上下水道部規程第4号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

給水装置（新設、改造、修繕、撤去）工事申込書

年 月 日

滝沢市長 様

住 所
氏 名 印
電 話

給水装置工事を施工したいので、滝沢市水道事業給水条例の規定を了承のうえ次のおり申込みします。

なお、工事については下記給水装置工事事業者に行かせます。

給 水 装 置 場 所	
所 有 者	印
使 用 用 途	
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	(指定番号 第 号) 印
申込条件 イ) この工事について利害関係人の同意を得ました。もし第三者から異議があったときは一切当方でこれを処理します。	

様式第2号（第2条関係）

給水装置工事取消届

年 月 日

滝沢市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

次のとおり工事申込の取消をしたいので、滝沢市水道事業給水条例施行規程第2条第2項の規定により届けます。

工 事 承 認 日	年 月 日 水栓番号 第 号
給 水 装 置 場 所	滝沢市 番地
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	(指定番号 第 号) 主任技術者名 () 印
理 由	

様式第3号（第5条関係）

水 栓 番 号	第	号
---------	---	---

給水装置工事設計審査申請書（承認書）

年 月 日

滝沢市長 様

指定番号 第 号

指定給水装置工事事業者名

代 表 者 名

主任技術者名

印

次の工事を施工したいから、滝沢市水道事業給水条例第8条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

申 請 工 事	新設、改造（全面、増設）、撤去	
給水装置場所	滝沢市	番地
工 事 申 込 者		
工 期	着手予定日 年 月 日	完成予定日 年 月 日
工 事 内 容	配 号 ϕ ϕ 分岐 連 合 \times	メーター口径 mm
<p>承 認 書</p> <p>上記工事の施工を次の条件を付して承認します。</p> <p>年 月 日 承認番号（新・改・撤・）第 号</p> <p style="text-align: right;">滝沢市長 印</p>		
条 件		

様式第3号の2（第5条関係）

給水装置工事設計審査手数料内訳書

年 月 日

滝沢市長 様

滝沢市指定給水装置工事事業者

氏名又は名称

印

代表者氏名

次の給水装置工事について、設計審査手数料を納付します。

番号	給水装置場所	申込者	工事種別	口径区分	手数料	摘要
1			新・改・撤・	1・2・3		
2			新・改・撤・	1・2・3		
3			新・改・撤・	1・2・3		
4			新・改・撤・	1・2・3		
5			新・改・撤・	1・2・3		
6			新・改・撤・	1・2・3		
7			新・改・撤・	1・2・3		
8			新・改・撤・	1・2・3		
9			新・改・撤・	1・2・3		
10			新・改・撤・	1・2・3		
合 計						

給水装置工事設計審査手数料（1件につき）

区分	口 径	金 額
1	25ミリメートル以下	2,000円
2	30ミリメートル以上 50ミリメートルまで	3,000円
3	75ミリメートル以上	5,000円

手数料納入済確認印

--

様式第3号の3 (第5条関係)

給水装置工事設計審査手数料領収書

(工事事業者名)

様

番号	給水装置場所	申込者	工事種別	口径区分	手数料	摘要
1			新・改・撤・	1・2・3		
2			新・改・撤・	1・2・3		
3			新・改・撤・	1・2・3		
4			新・改・撤・	1・2・3		
5			新・改・撤・	1・2・3		
6			新・改・撤・	1・2・3		
7			新・改・撤・	1・2・3		
8			新・改・撤・	1・2・3		
9			新・改・撤・	1・2・3		
10			新・改・撤・	1・2・3		
合 計						

給水装置工事設計審査手数料として上記金額を領収しました。

領収日付印

様式第3号の4（第5条関係）

給水装置工事設計審査手数料納入済通知書

（工事事業者名）

様

番号	給水装置場所	申込者	工事種別	口径区分	手数料	摘要
1			新・改・撤・	1・2・3		
2			新・改・撤・	1・2・3		
3			新・改・撤・	1・2・3		
4			新・改・撤・	1・2・3		
5			新・改・撤・	1・2・3		
6			新・改・撤・	1・2・3		
7			新・改・撤・	1・2・3		
8			新・改・撤・	1・2・3		
9			新・改・撤・	1・2・3		
10			新・改・撤・	1・2・3		
合 計						

給水装置工事設計審査手数料として上記金額を領収しました。

滝沢市企業出納員 様

滝沢市水道事業出納取扱金融機関

手数料納入済確認印

様式第4号（第5条関係）

給水装置工事設計変更承認申請書

年 月 日

滝沢市長 様

指定番号 第 号

指定給水装置工事事業者

代表者氏名

主任技術者名

印

次のとおり設計変更をしたいので、滝沢市水道事業給水条例施行規程第5条第3項の規定により申請します。

工事承認日	年 月 日	水栓番号	第 号
給水装置場所	滝沢市 番地		
工事申込者			
理由			
承認書			
上記工事の変更を（次の条件を付して）承認する。			
年 月 日 承認番号（新・改・撤・ ）第 号			
滝沢市長			印
条件			

様式第5号（第6条関係）

給 水 装 置 工 事 完 成 届

年 月 日

滝沢市長 様

指定番号 第 号

指定給水装置工事事業者

代 表 者 名

主任技術者名

印

次の工事が完成したので、滝沢市水道事業給水条例第8条第2項の規定により完成検査を受けた
いので届けます。

工事承認日	年 月 日 第 号	水栓番号	第 号
完成工事	新設、改造（全面、増設）、撤去		
給水装置場所	滝沢市 番地		
工事申込者			
主任技術者及び完成確認日	年 月 日 （主任技術者名 ）		
添付書類	給水装置工事完成図・使用材料表・主任技術者完成確認チェック表・写真・その他（ ）		
検査希望日時	年 月 日 時		
※ 処 理	検査結果	合格	年 月 日 検査員 印
		不合格（水圧低下、構造不適、材質不適）	
	残留塩素	mg/l	静水圧 MPa
	検査所見		
	水量	(l/min)	動水圧 (Mpa)
	メーター指針	(m ³)	止水栓 (開栓・閉栓)

滝沢市水道事業給水条例施行規程

様式第5号の2 (第6条関係)

給水装置工事完成検査手数料内訳書

年 月 日

滝沢市長 様

滝沢市指定給水装置工事事業者

氏名又は名称

印

代表者氏名

次の給水装置工事について、完成検査手数料を納付します。

検査予定日時		年 月 日		午前	午後	時 分	手数料
番号	口径区分	収受番号 水栓番号	一部竣工	再検査	給水装置場所	申込者	
1	1・2・3	-----					
2	1・2・3	-----					
3	1・2・3	-----					
4	1・2・3	-----					
5	1・2・3	-----					
6	1・2・3	-----					
7	1・2・3	-----					
8	1・2・3	-----					
9	1・2・3	-----					
10	1・2・3	-----					
合 計							

備考：給水装置工事の一部完成に伴う検査の場合は、「一部竣工」欄に○を記入すること。
再検査の場合は、「再検査」欄に○を記入すること。

給水装置工事完成検査手数料（1件につき）

区分	口 径	金 額
1	25ミリメートル以下	2,000円
2	30ミリメートル以上 50ミリメートルまで	5,000円
3	75ミリメートル以上	10,000円

手数料納入済確認印

様式第5号の3 (第6条関係)

給水装置工事完成検査手数料領収書

(工事事業者名)

様

検査予定日時		年	月	日	午前	午後	時	分	手数料
番号	口径区分	収受番号	水栓番号	一部竣工	再検査	給水装置場所		申込者	
1	1・2・3	-----							
2	1・2・3	-----							
3	1・2・3	-----							
4	1・2・3	-----							
5	1・2・3	-----							
6	1・2・3	-----							
7	1・2・3	-----							
8	1・2・3	-----							
9	1・2・3	-----							
10	1・2・3	-----							
合 計									

備考：給水装置工事の一部完成に伴う検査の場合は、「一部竣工」欄に○を記入すること。
再検査の場合は、「再検査」欄に○を記入すること。

給水装置工事完成検査手数料として上記金額を領収しました。

領収日付印

様式第5号の4（第6条関係）

給水装置工事完成検査手数料納入済通知書

（工事事業者名）

様

検査予定日時		年 月 日		午前 午後		時 分		手数料
番号	口径区分	収受番号 水栓番号	一部竣工	再検査	給水装置場所	申込者		
1	1・2・3	-----						
2	1・2・3	-----						
3	1・2・3	-----						
4	1・2・3	-----						
5	1・2・3	-----						
6	1・2・3	-----						
7	1・2・3	-----						
8	1・2・3	-----						
9	1・2・3	-----						
10	1・2・3	-----						
合 計								

備考：給水装置工事の一部完成に伴う検査の場合は、「一部竣工」欄に○を記入すること。
再検査の場合は、「再検査」欄に○を記入すること。

給水装置工事完成検査手数料として上記金額を領収しました。

滝沢市企業出納員 様

滝沢市水道事業出納取扱金融機関

手数料納入済確認印

様式第5号の5（第6条関係）

手数料	円
-----	---

給水装置工事完成検査実施済証

様

滝沢市長

さきに申請のありました給水装置工事について完成検査を実施した結果は次のとおりでしたので、お知らせします。

記

装置場所

水栓番号

検査日 年 月 日

結果

施工業者

TEL :

手数料納入済

様式第6号（第7条関係）

表

身 分 証 明 書				
この欄に写真の添付 がなければ無効です	所 属			
	氏 名			
	発 行 日	年	月	日
職員番号	有効期限	年	月	日
滝沢市企業職員であることを証明する。				
滝沢市上下水道事業管理者 滝沢市長				印

裏

注意事項
(1) 本証は他人に貸与または譲渡することはできない。
(2) 本証を紛失したときはただちに発行者に届けること。

様式第7号（第9条関係）

水道使用 { 開始申込書
中止届 }

年 月 日

滝沢市長 様

申込者（料金を支払う方の住民登録上の住所、又は法人名とその所在地）

住 所
(フリガナ)
氏 名
電話番号

届出者（申込者との関係…本人・親・親族・家主・雇用会社・その他）

※届出者が上記申込者と違う場合のみ記入してください。
住 所
(フリガナ)
氏 名
電話番号

次の事項を誓約し、給水の開始を申し込みます。

- 1 滝沢市水道事業給水条例等関係法令を遵守します。
- 2 検針・漏水調査・修繕等業務に必要な場合は、職員等水道事業関係者が敷地等に立ち入ることに異議ありません。
- 3 水道の使用を中止する際は届け出ます。

記

開始または中止年月日	年 月 日	開始 ・ 中止
給水装置場所 (水道使用場所)	滝沢市 (方書)	
納入通知書の送付先	郵便番号 (-) 住 所	
※使用場所以外へ送付 希望時のみ記入)	(フリガナ) 氏 名 (電話番号)	
緊急時における 本人以外への連絡先	同居している親族・同居していない親族・勤務先・その他 () 郵便番号 (-) 住 所 (フリガナ) 氏 名 電話番号	
給水種別	用 専用・共用	メーター口径
水栓番号	第	号
摘要	担当者処理欄	

注意1 申込者、届出者、 内をご記入ください。

注意2 水道使用の開始・中止の作業は、土日祝祭日及び年末年始は行っておりませんので、早めに開始申込書または中止届を提出してください。

滝沢市水道事業給水条例施行規程

様式第 8 号（第 10 条、第 11 条関係）

給水装置所有者の代理人（管理人選定）届

年 月 日

滝沢市長 様

所有者住所
(フリガナ)

氏 名

印

電 話 番 号

次のとおり届出します。

給 水 装 置 場 所		滝沢市		番地	
給 水 種 別 及 び 番 号		用 専 用 用 共 用		水栓番号 第 号	
代 理 人	住 所	(電話番号)			
	(フリガナ) 氏 名				
管 理 人	加 入 戸 数	戸 人			
	住 所	(電話番号)			
	(フリガナ) 氏 名		職 業		
摘 要					

様式第 9 号（第 14 条関係）

私設消火栓使用許可申請書

年 月 日

滝沢市長 様

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり私設消火栓を使用したいので、滝沢市水道事業給水条例第 18 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり申請します。

消火栓装置場所	滝沢市 番地
消 火 栓 番 号	消火栓 第 号
使 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
消防訓練の概要	
許 可 書	
上記の使用を次の条件を付して、許可します。	
年 月 日	
滝沢市長 印	
条 件	

様式第 10 号（第 14 条関係）

給水装置使用者（住所）変更届

年 月 日

滝沢市長 様

住 所
（フリガナ）
氏 名
電話番号

次のとおり届出します。

給 水 装 置 場 所	滝沢市 番地	
給水種別及び番号	専 用 用 水栓番号 第 号 共 用	
旧 使 用 者	住 所	TEL
	フリガナ 氏 名	印
新 使 用 者	住 所	TEL
	フリガナ 氏 名	印
事 由		
摘 要 （確認事項）	新使用者が旧使用者の水道料金等の支払義務を継承すること、また、前回検針日の翌日以降の支払義務を承継することに同意しますか。（ はい ・ いいえ ） ※「いいえ」の場合は、この様式による届出はできません。	

様式第 11 号（第 14 条関係）

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

年 月 日

滝沢市長 様

住 所

(フリガナ)

氏 名

印

電話番号

滝沢市水道事業給水条例第 18 条第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり届出します。

給水装置場所	滝沢市 番地	
給水種別及び番号	専用 用 水栓番号 第 号 共用	
旧所有者	住 所	
	(フリガナ) 氏 名	印
新所有者	住 所	
	(フリガナ) 氏 名	印
変 更 年 月 日	年 月 日	
理 由	売買・相続・贈与・その他（ ）	
摘 要		

- ※ 旧所有者が所在不明その他の理由によりその者の署名押印が得られないときは、これに代えて取得したことを証明する書類を添付してください。
- ※ 本届出に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても、当方はその責任を負いません。

様式第 12 号（第 14 条関係）

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

滝沢市長 様

住 所
氏 名
電話番号

滝沢市水道事業給水条例第 18 条第 2 項第 3 号の規定により、次のとおり届けます。

消火栓装置場所	滝沢市 番地
消 火 栓 番 号	消火栓 第 号
使 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
使 用 水 量	m ³
使 用 目 的	・消火活動（ 方） ・消防訓練（ 地区）
摘 要	

※ 使用後速やかに提出すること。

※ 複数の消火栓を使用した場合は、合計の使用水量を記入すること。

様式第 13 号（第 14 条関係）

給水装置代理人（管理人）変更届

年 月 日

滝沢市長 様

所有者住所

（フリガナ）

氏 名

印

電 話 番 号

次のとおり届出します。

給 水 装 置 場 所	滝沢市 番地	
給 水 種 別 及 び 番 号	用 専 用 用 共 用 水栓番号 第 号	
旧 代 理 人 （管理人）	住 所	（電話番号）
	（フリガナ） 氏 名	印
新 代 理 人 （管理人）	住 所	（電話番号）
	（フリガナ） 氏 名	印
摘 要		

様式第 14 号（第 19 条関係）

水道料金（手数料等）減免申請書

年 月 日

滝沢市長 様

住 所

（フリガナ）

氏 名

印

電話番号

次のとおり減免されたく滝沢市水道事業給水条例第 29 条の規定により申請します。

給 水 装 置 場 所	滝沢市 番地
給水種別及び番号	
給 水 使 用 者	
減免を受けようとする種類及び金額	
理 由	

※ 理由は具体的に記入し証明する資料等添付のこと。

様式第 15 号（第 20 条関係）

給水装置構造材質確認申請書

年 月 日

滝沢市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

滝沢市水道事業給水条例第 31 条第 2 項のただし書の確認を受けたいので、次のとおり申請します。
 なお、確認作業については当方で手配し、費用を負担します。

確 認 場 所	滝沢市 番地
施設設置時期	年 月 日 施設概要
現在の給水状況	自家水、共同井戸、団地水道、その他（ ）
申 請 理 由	
添 付 書 類	平面図、配管図、使用材料確認表・その他（ ）
摘 要	

確 認 書

上記施設の給水装置が、構造材質基準を満たしていることを確認しました。

年 月 日

滝沢市長

印

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 2 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 3 号の 2（第 5 条関係）

様式第 3 号の 3（第 5 条関係）

様式第 3 号の 4（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）

様式第 5 号の 2（第 6 条関係）

様式第 5 号の 3（第 6 条関係）

様式第 5 号の 4（第 6 条関係）

様式第 5 号の 5（第 6 条関係）

様式第 6 号（第 7 条関係）

（平 2 9 上下水道部規程 4 ・ 一部改正）

様式第 7 号（第 9 条関係）

（平 2 9 上下水道部規程 4 ・ 全改）

様式第 8 号（第 1 0 条、第 1 1 条関係）

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

様式第 1 0 号（第 1 4 条関係）

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

様式第 1 4 号（第 1 9 条関係）

様式第 1 5 号（第 2 0 条関係）